

準現行犯逮捕の時間的・場所的接着性と 犯罪の明白性の要件について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-06-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河村, 有教, KAWAMURA, Arinori メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000212

【研究ノート】

準現行犯逮捕の時間的・場所的接着性と 犯罪の明白性の要件について

河村 有教

目次

序

1. 密漁事犯における捜査上の問題点
2. 「和光大学内ゲバ事件」における準現行犯逮捕の適法性
3. 時間的・場所的接着性と犯罪の明白性の要件

結

序

海上保安官及び海上保安官補は、海上における犯罪について、刑事訴訟法の規定による特別司法警察職員として、海上における犯人の捜査及び逮捕の職務を行うが（海上保安庁法 2 条，同法 31 条，刑事訴訟法 190 条）、海上における犯罪の検挙のうち、法に違反して密かに漁を行う密漁事件の取締りはその中心ともいえる。

ここ 5 年の海上保安庁による漁業関係法令違反の送致件数をみてみると、平成 19 年は 1826 件、平成 20 年は 1927 件、平成 21 年は 2247 件、平成 22 年は 2247 件、そして平成 23 年は 2251 件となっている¹。平成 23 年の法令別送致件数の構成をみると、海事関係法令違反が 45.5%（3349 件）、

¹ 海上保安庁警備救難部刑事課の各年度の統計「海上犯罪取締りの状況」による。

漁業関係法令違反が 30.8% (2264 件)、刑法犯が 12.2% (896 件)、海上環境法令違反が 8.1% (593 件)、そして薬物銃器関係法令違反が 0.2% (12 件)、出入国関係法令違反が 0.1% (4 件)、その他の法令違反が 3.2% (238 件) となっており、漁業関係法令違反の取締りが多数をしめている²。

外国人によるものを除いた漁業関係法令違反のなかで、最も多いのが、無許可漁業、区域・期間外操業等のいわゆる「密漁事犯」の検挙であり³、漁業関係法令違反の取締りのうち約 98% (2212 件) がそれにあたる。平成 16 年以降、送致件数は増加の傾向にある。

一般に、漁業者以外の者によるいわゆる「磯荒らし」と呼ばれるものから、多数の密漁者の共謀や密漁と知りながら買い受ける水産物販売会社と一体となった組織的なもの、さらには暴力団が関与するものまで、密漁の形態が多様化している。特に、空気ボンベ等の潜水器具を使用して地元漁業者が保護・育成してきた「あわび」、「さざえ」、「なまこ」等の高級食材とよばれる魚介類を根こそぎ採捕する潜水器密漁が増加している。

最近の主な事件としては、漁業調整規則に違反し（潜水器密漁）、「なまこ」や「あわび」などを密漁していた指定暴力団幹部を現行犯逮捕したもの、隠匿した密漁船を使用して漁業調整規則に違反し（無許可潜水器密漁）、「さざえ」や「なまこ」などを密漁した密漁グループを逮捕したもの、さらには、漁業法等に違反し潜水器を使用し「さざえ」や「うに」などを密漁していた者を緊急逮捕したものがある⁴。

² 前出注 (1) 参照。

³ 漁業法と刑事規制に関する研究として、大國仁『漁業制度序説』（中央法規出版，1980 年）がある。その他、「漁業権」の概念を説明したものとして、甲斐克則「漁業権の保護と刑法」海上保安問題研究会編『海上保安と漁業』（中央法規出版，2000 年）も参照されたい。

⁴ 前出注 (1) 参照。

潜水器を用いた密漁事犯においては、高性能漁船を使用し、暗夜にまぎれて取締りの目を逃れながら密漁を繰り返すことを特徴とする。また、違反操業を現認したものの、海上保安庁の巡視艇に気づくや逃走を開始し、速力差から巡視艇が密漁船に追いつかず、巡視艇により直接監視ができない状況が生じる、あるいは中断するケースが頻発している。

本稿では、密漁事案を素材として、「現に罪を行い終った」と「罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるとき」の解釈について、すなわち、現行犯、準現行犯逮捕の時間的・場所的接着性及び犯罪の明白性の要件について再考したいと思う。

1. 密漁事犯における捜査上の問題点

漁業法 65 条は漁業調整や漁業取締りのために、また、水産資源保護法 4 条は水産資源保護の培養のために、都道府県知事が漁業調整規則を制定することができる旨をそれぞれ規定する。具体的内容は、各自治体により多様であるが、各都道府県の漁業調整規則において、特定の魚種についての禁漁期間、特定の漁業についての禁止期間・禁止区域等の点について等、詳細な規定が設けられており、それらを違反した者については罰則が科せられる。

密漁事犯のなかでも、潜水器密漁は広範に見られ、高速漁船と潜水器具さえあれば比較的簡単に行うことができ、また一晩に 100 万円を超える水揚げを見込むこともできることから、最近では暴力団関係者らによる暴力団の資金源となっているケースも少なくはない。

これにより、各都道府県の漁業調整規則において、簡易潜水器を含む「潜水器漁業」を営もうとする者は、漁業法

65 条 I 項及び水産資源保護法 4 条 I 項の規定にもとづいて、都道府県知事の許可を受けなければならず、許可なくして「潜水器漁業」を行った者については、漁業法 138 条 VI 項の「漁業法 65 条 I 項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者」、水産資源保護法 36 条「水産資源保護法 4 条 I 項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者」にあたり、3 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処せられる。こうした潜水器密漁事犯の場合は、無許可操業違反以外にも各都道府県の漁業調整規則における「採捕禁止期間及び所持・販売の禁止」や「体長制限及び所持・販売の禁止」にふれることもある⁵。

およそこうした潜水器密漁の場合、捜査手法としては、聞き込み等の内偵捜査により得た情報をもとに、使用船舶の出発地から同一地への入港までの行為を一部始終確認した上で、入港の際に、無許可潜水器密漁の現行犯として逮捕することが行われている。しかし、その場合、問題となるのは、密漁船が高馬力船の利を生かして、継続した追尾ができないこと、漁獲物や漁具等の証拠品をその逃走中に投棄、隠蔽するなど、証拠物の確保ができないことである。こうした場合に、果たして、入港時に準現行犯逮捕することは可能だろうか。

以下では、準現行犯逮捕の適法性が争われた「和光大学内ゲバ事件」を取り上げて、準現行犯逮捕の時間的接着性及び場所的近接性について若干の検討を試みたい。

⁵ 海上犯罪の罪数処理については、やや古いのが、「海事犯の罪数について（上）・（中）・（下）」判例時報 1236 号・1238 号・1240 号や宮本一志「漁業取締りと罪数」海上保安問題研究会編『海上保安と漁業』（中央法規出版，2000 年）がある。

2. 「和光大学内ゲバ事件」における準現行犯逮捕の適法性

「和光大学内ゲバ事件」は、昭和 60 年に東京都町田市の和光大学で発生した内ゲバ事件に関し、準現行犯逮捕の適法性及び逮捕に伴う所持品等の差押えの適法性が争われた事案である⁶。まず本件の事実経過を整理しておくことにしたい。

本件は、内ゲバ事件が発生し犯人が逃走中であるなどの無線情報を受けた派出所に勤務する警察官が、逃走犯人を警戒中、犯行終了後約 1 時間を経過したところ、被告人 A が通りかかるのを見つけ、その挙動や、小雨の中で傘のささずに着衣をぬらし靴も泥で汚れている様子を見て、職務質問のため停止するよう求めたところ、被告人 A が逃げ出したので、約 300 メートル追跡して追いつき、その際、被告人が腕に籠手を装着しているのを認めた等の事情があったため、本件犯行の準現行犯人として逮捕したものである。

また、同じく、無線情報を受けて、逃走犯人を警戒中に、本件犯行終了後 1 時間 40 分を経過したところ、犯行現場から直線距離で約 4 キロメートル離れた路上で、着衣等が泥で汚れた被告人 B、C を発見し、職務質問のため停止するよう求めたところ、被告人らが小走りに逃げだしたので、数十メートル追跡して追いつき、その際、被告人らの髪がべっとりぬれて靴は泥まみれであり、被告人 C は顔面に新し

⁶ 本判例の研究・評釈として、本田守弘・警察学論集 49 巻 4 号 182 頁 (1996)；加藤克佳・法学セミナー 41 巻 6 号 74 頁 (1996)；小栗健一・法律のひろば 49 巻 7 号 54 頁 (1996 年)；木口信之・ジュリスト 1093 号 84 頁 (1996 年)；大澤裕・法学教室 192 号 100 頁 (1996 年)；清水真・判例時報 1591 号 238 頁 (1997 年)；福井厚・平成 8 年度重要判例解説 169 頁 (1997 年)；小黒和明・研修 603 号 61 頁 (1998 年)；木口信之・法曹時報 50 巻 11 号 222 頁 (1998 年)；林正人・甲南法学 38 巻 3・4 号 169 頁 (1998 年)；池田公博・ジュリスト 1169 号 134 頁 (1999 年)；神垣英郎・警察時報 55 巻 8 号 64 頁 (2000 年) 等がある。

い傷跡があって、血の混じったつばを吐いている等の事情があったため、被告人らを本件犯行の準現行犯人として逮捕したものである。

上記の事実関係を前提に、検察官は、「刑事訴訟法 212 条 II 項にいう『罪を行い終わってから間がないと明らかに認められ』るとの要件を充足し、かつ、同条項 2 号の『明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき』及び同 4 号の『誰何されて逃走しようとするとき』に該当することは明白であるから、本件準現行犯人の逮捕手続は適法である。」と主張した。

これに対し、東京地裁八王子支部は、被告人 A について「『明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき』に該当するとの事実は認めることができない。(中略)『誰何されて逃走しようとした』との外形的行為があったことは一応認められるものの、準現行犯逮捕を有効になし得るためには、これに加え、その者が『罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる』場合、即ち、犯罪行為との接着性及び明白性の存することが必要とされている」とした上で、「被告人 A らと本件内ゲバ事件とを結びつけるだけのきわだった微表は何もなく、せいぜい同被告人らとその年齢、服装などからみて内ゲバに参加する者らと同じような感じの学生に思われたというだけのことに尽きるものと思われる」し、「準現行犯逮捕の具体的な要件の一つである『誰何されて逃走しようとした』との点は認められるかのようなものであるものの、更にその前提要件とされている具体的な犯罪行為との接着性、明白性が欠けており、従って、その時、被告人 A を本件内ゲバ事件の準現行犯人として逮捕することは許されないと言う外ない。」と

逮捕について違法という判断を下した⁷。

また、被告人 B、C については、事実認定において「被告人らが逃走しようとしたことをうかがわせるような事実は認められ」ないとして、「被告人らが『誰何されて逃走しようとした』とする検察官の主張は採用できない」としたことに加えて、準現行犯逮捕を有効になし得るためには、準現行犯逮捕の要件の一つである「身体に犯罪の顕著な証跡があるとき」に該当するだけでなく、その者が「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる」場合であることを必要とするとした上で、本件においては、「本件内ゲバ事件の犯行終了時間から約 2 時間近く経過した後のことであり、また、(中略) 同事件の犯行現場である和光大学 A 号棟付近から最短距離の経路によっても約 4 キロメートル離れたところであって、時間的にも、場所的にもかなりの隔たりがあるが」、「犯人の逃走に関する情報に基づき、その逃走経路とみられる方向を追跡検索中、その途中で被告人らを発見した者であって、その意味では本件犯行との繋がりを一応認めることができ」として、「準現行犯逮捕するための前提要件である『罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる』場合に該当する事由があるとの検察官の主張は一応首肯し得る」とした(しかしながら、結論としては、被告人 B、C らに対する一連の身柄拘束ないし逮捕についても、A と同様に違法であると判断している)⁸。

準現行犯逮捕の適法性を判断する前提として、準現行犯の逮捕においていかなる要件が必要であるかが問題となる。準現行犯の逮捕の要件については、刑事訴訟法 212 条 II 項の 1 号から 4 号のいずれかにあたる者が「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるとき」とされる。罪

⁷ 東京地裁八王子支部判決平成 3 年 3 月 11 日刑集 50 卷 1 号 97 頁。

⁸ 前出注(7)参照。

を行い終わってから間がないとは、一般に、時間と場所の範囲、すなわち時間的接着性及び場所的接着性が必要とされると解されるが、それに加えて、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められなければならない、犯罪の明白性も必要とされる。上掲の東京地裁八王子支部判決においては、犯罪行為の時間的、場所的接着性及び犯罪の明白性が問題とされた。

しかし、控訴審の東京高裁においては、被告人 A については、刑事訴訟法 212 条 II 項 4 号の「誰何されて逃走しようとするとき」及び同条同項 2 号の「明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき」に当たり、また被告人らと本件内ゲバ事件との結びつき及び犯行との時間的、場所的接着性も明白に認められ、刑事訴訟法 212 条 II 項にいう「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるとき」にあたるとして、A の準現行犯逮捕について適法であるとして第一審の判決を破棄した⁹。

とりわけ注目すべき点は、第一審で問題とされた、犯罪行為の時間的、場所的接着性及び犯罪の明白性に関する判断である。東京高裁においては、被告人らが発見されたのが、時間的には本件犯行終了後約 1 時間 40 分を経過した後であり、場所的にも犯行現場から直線距離にして約 4 キロメートル離れたところとはいえ、被告人らは警察の「犯人検索網から完全に離脱したわけではなく」、無線情報、大学職員、他の警察官、タクシーの運転手等から得た情報、犯人検索途中の道路脇に遺棄された内ゲバ事件の犯人と思われるマスク、タオル、雨具等の状況等、さらには犯人の通りそうな逃走経路を追跡、検索していた最中での被告人らの発見等の事情にかんがみると、被告人らと本件内ゲバ事件との結びつきや時間的、場所的接着性に関する明白性も

⁹ 東京高判平成 5 年 4 月 28 日高刑集 46 卷 2 号 44 頁。

十分に認められ、「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるとき」にあたるとした¹⁰。最高裁も同様に判断している¹¹。

3. 時間的・場所的接着性と犯罪の明白性の要件

刑事訴訟法 212 条 II 項において、(1)～(4)の各号の一にあたる者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるときは、現行犯人とみなすとして、準現行犯について規定する。「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるとき」という文言から、(1) 犯罪及び犯人の明白性、(2) 犯罪の時間的接着性という要件が導き出され、それらの判断が不明確にならないように、刑事訴訟法 212 条 II 項 (1)～(4) 号の各号の事実の認識を必要とする。

「終わってから間がない」とは、時間的に近接した時点をいい、一般にはその時間に対応する場所的接着性も要求されると解される。とりわけ問題となるのが、「終わってから間がない」という時間的接着性の要件についてである。

「罪を行い終わってから間がない」と本来の現行犯よりも時間的な近接の点を緩めるとしながらも、どの程度の時間的な間隔が許されるのかについては争いがある。

平野龍一教授は、憲法 33 条のいう現行犯が準現行犯までを含むかは疑問がないわけではないとして、「間がない」という観念をきわめて厳格に解釈したときにはじめてその合憲性を肯定し得るとする¹²。こうした見解のもとで、多数説は、時間的な間隔の点はあまり大幅に許されないとして、

¹⁰ 前出注 (9) 参照。

¹¹ 最決平成 8 年 1 月 29 日刑集 50 卷 1 号 1 頁。

¹² 平野龍一『刑事訴訟法』(有斐閣, 1958 年) 96 頁。

特別の事情がない限り、一、二時間を限度とすべきであるとするとする見解¹³、時間的には、数時間もずれる場合を適法とするわけにはいかないとする見解¹⁴、具体的な事案によって判断せざるをえないが、最大限数時間以内とみるのが妥当であるとする見解¹⁵、本来の現行犯よりも時間的接着性が緩やかになっているといえるが、それは長くとも二、三時間以内と考えるべきであろうとする見解¹⁶等、およそ学説は犯行終了後最大数時間を経ない程度という基準を設定する。

裁判例においては、犯行から2時間10分を経て窃盗罪の準現行犯人を逮捕したものを適法とした事案¹⁷、犯行から2時間30分を経た時点で警察官が被告人を発見して追跡し、職務質問、任意同行を経て、4時間後の時点で窃盗罪の準現行犯人として逮捕したものを適法とした事案¹⁸、公職選挙法違反の被告人に対して、尾行をしたものの見失い、3時間余を経た後に発見し法定外選挙運動文書を所持していたことから準現行犯人を逮捕したものを適法とした事案¹⁹等、三、四時間を越えない範囲というのを一応の基準としているようにも思われる。

しかし、「和光大学内ゲバ事件」における控訴審判決においては、犯行に関する諸々の情報や犯行の時間的、場所的關係等の事情及び結びつきから、時間的・場所的接着性及び犯罪の明白性の要件が判断されており、時間的な基準だけで判断することは困難であり、被疑者に認められる事情を、逮捕者がそれまでに得ていた情報を含む周囲の状況に

¹³ 松尾浩也『刑事訴訟法 上 新版』（弘文堂，1999年）57頁。

¹⁴ 田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』（有斐閣，1996年）77頁。

¹⁵ 田口守一『刑事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂，2012年）74頁。

¹⁶ 寺崎嘉博『刑事訴訟法〔第2版〕』（成文堂，2008年）140頁。

¹⁷ 広島高裁松江支判昭和27年6月30日高刑特20号185頁。

¹⁸ 最決昭和30年12月16日刑集9巻14号2791頁。

¹⁹ 東京高判昭和47年10月13日東高刑報23巻10号198頁。

照らして評価した上で判断されるべきであるとする²⁰。その上で、時間的・場所的接着性及び明白性の要件を判断する際に考慮される総合的な事情について、明確化、類型化する必要性も説かれている²¹。

準現行犯逮捕の時間的・場所的接着性及び犯罪の明白性の要件については、どの程度の規準で判断されるべきであろうか。潜水密漁中の漁船を発見したところ、密漁船は逃走を開始し、6時間にわたり逃走、その間に4機の航空機が追尾し、漁港において待受けた海上保安官らが密漁船の乗組員を漁業法違反の準現行犯で逮捕することは可能だろうか。フーカー式潜水器漁具を使用して犯行に及んでいるのを現認したところ、密漁船が逃走を開始し、該船の確認が困難な状況となり、レーダー監視を引き継いだ海上交通センターの監視情報にもとづいて追跡を継続したところ、およそ10分間の監視が中断したものの、漁港に入港するのを確認したため、漁業法違反の準現行犯で逮捕することは可能か。二つの想定事案をもとに準現行犯逮捕の時間的・場所的接着性及び犯罪の明白性の要件について考えたい。

前者の事案においては、違法操業を現認後、およそ6時間後に準現行犯逮捕しているが、準現行犯逮捕の時間的・場所的接着性の要件が問題となる。また、後者の事案においては、およそ10分間にわたり監視が中断しているが、犯罪の明白性の要件が問題となる。

海上での事案として、漁業協同組合の漁業監視船が船中に潜水服を着た者を発見し、あわびの密漁にきた船である

²⁰ 池田公博「準現行犯逮捕及び逮捕に伴う差押えの適法性—和光大学内ゲバ事件」ジュリスト 1169号 137頁（1999年12月）、多田辰也「準現行犯逮捕—和光大事件」井上正仁編『刑事訴訟法判例百選【第8版】』33頁（有斐閣，2005年）。

²¹ 林正人「準現行犯逮捕の適法性、逮捕に伴う所持品等の差押えの適法性」甲南法学 38巻 3・4号（1998年3月）356頁。

と判断したことから、密漁犯人を現行犯逮捕するため接近したところ、逃走を始め、約30分の間、密漁船を追跡したが、船足が遅く追跡が困難になり、付近にいた船に事情を告げて追跡を依頼し、約3時間にわたり同船の追跡を継続した行為が、適法な現行犯逮捕の行為であると認められたものがある²²。

「現に罪を行い終った」の時間的接着性に関して、三時間後の逮捕行為を現行犯人にあたるとしたものであるが、海上における継続した追跡という特別の事情があり、一般化することはできないとする見解もある。陸上では生じにくい、その意味では一般化することができないともいえるが、しかし、時間的・場所的接着性についての例外的事案というよりは、犯人と現認者との関係が追跡によって中断なく継続していることから犯行の状況が生々しく現存しており、その様態が「現に罪を行い終わった」ことの指標とされているとも解され、逮捕に着手したのちに現認者による犯人の追跡が継続していれば、数時間経過したのちでも適法な現行犯逮捕と認められるともいえる。

以上から、先にあげた事案について検討してみると、密漁を現認した海上保安官の乗った巡視艇が、継続して中断なく逃走する密漁船を六時間にわたり追尾した結果、追いついた場合には、犯人と現認者との関係が追跡により中断なく存在しており、犯行の状況が生々しく現存していることから、「現に罪を行い終わった」として現行犯逮捕が可能であると解される。

しかしながら、密漁を現認して追尾した巡視艇が、密漁船に追いつかない場合で、その船からの連絡で他の巡視艇あるいは航空機による継続した追尾のもとに逮捕する場合には、犯人と現認者との関係は遮断され、犯行の状況が生々

²² 最判昭和50年4月3日刑集29巻4号132頁。

しく現存しているとはいえず、現行犯逮捕は原則として許されまいだろう。刑事訴訟法 212 条 II 項各号の該当事実の存在を前提とした上で、犯人検索網から完全に離脱したわけではなく、無線情報から事件との結びつきが強く推認され、犯罪及び犯人の明白性が十分に認められる場合には、「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるとき」にあたり準現行犯逮捕が許されよう。

10 分という短い時間とはいえ、いったん完全に監視の中断が生じた場合も同じように、「和光大学内ゲバ事件」の控訴審判決で示された規準に従い、犯行との時間的・場所的關係、犯人の挙動、所持品、犯罪のぬくもりが残存していて、そこから犯罪と犯人の明白性が合理的に認定できるか、刑事訴訟法 212 条 II 項の各号の要件とあわせて厳格に解されることになる。

上記にあげた密漁の想定事案は、どちらも犯行を現認した場合であるが、犯行を現認していない場合で、罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合には、潜水器漁業の無許可操業については、漁業法上の罰則が「3 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金」に引き上げられたことにより、刑事訴訟法 210 条の緊急逮捕が可能となった。しかし、緊急逮捕はあくまでも変則的な制度であることを念頭において、厳格な処理を旨とされなければならない。

結

刑事訴訟法 212 条 I 項の「現行犯」についての「現に罪を行い終った者」には犯罪の実行行為との時間的接着性（さらには場所的接着性）と犯罪・犯人の明白性が要求され、また、刑事訴訟法 212 条 II 項の「準現行犯」の「罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる」においても、

時間的・場所的接着性と犯罪の明白性が要求される。

これまでのところ、「現に罪を行い終った者」にあたるか否かの認定は、時間的接着性を中心としながらも、「場所的
近接性、犯行発覚の経緯、犯行現場の状況、追跡継続の有無等を考慮し、具体的事案ごとの総合的判断によって決されるといわざるを得ない²³」、「時間的、場所的接着性は数字で限界づけることは困難である²⁴」とされ、また、「罪を行い終つてから間がないと明らかに認められる」にあたるか否かも、「間がない」は柔軟な相対的概念であり、時間的な基準だけで判断することは困難であり、「犯行との時間的・場所的関係、犯人の挙動、所持品、犯罪の態様や結果などを総合して、そこから犯罪と犯人の明白性が合理的に認定できるかという観点から判断せざるを得ない²⁵」、「時間的・場所的接着性にも幅があると解すべき²⁶」とされてきた²⁷。

以上を要するに、刑事訴訟法 212 条 II 項の「準現行犯」について、「罪を行い終わつてから間がないと明らかに認められる」という要件について再考した結果、次の点を指摘できる。第一に、犯人と現認者との関係が遮断された場合（いったん完全に監視の中断が生じた場合）、刑事訴訟法 212 条 II 項各号の該当事実の存在を前提とした上で、犯人検索網から完全に離脱したわけではなく、犯罪及び犯人の明白性が十分に認められる場合には「罪を行い終わつてから間がないと明らかに認められる」の要件にあたる。「犯人検

²³ 多田辰也「第 212 条 現行犯人・準現行犯人」後藤昭＝白取祐司『新・コンメンタール 刑事訴訟法』（日本評論社、2010 年）501 頁。

²⁴ 三井誠＝河原俊也＝上野友慈＝岡慎一編『新基本法コンメンタール 刑事訴訟法』（日本評論社、2011 年）406 頁。

²⁵ 前出注（23）502 頁。

²⁶ 前出注（24）406 頁。

²⁷ 本文の中でとりあげた判例・裁判例の他、犯行から 3、40 分後の逮捕を適法とした裁判例（最決昭和 31 年 10 月 25 日刑集 10 卷 10 号 1439 頁）がある。

索網から完全に離脱したわけではなく」の意味するところは、犯行の状況が生々しく現存している、犯罪のぬくもりが残存していることであり、犯行終了後最大数時間を経ない程度の時間的接着性、その時間に対応する場所的接着性が要求されよう。第二に、犯人と現認者との関係が犯人の逃走、現認者の追跡により中断なく継続しており、犯行の状況が生々しく現存している場合には、「現行犯」についての「現に罪を行い終わった」（＝今、罪を行い終った）との指標とされ、判例の判断枠組みの大前提になっているとも解される。